議 案 第 Ξ + _ 号

公 益 的 法 人 等 ^ の 杉 並 \overline{X} 職 員 の 派 遣 に 関 す る 条 例 の 部 を 改 正 す る 条 例

右 の 議 案 を 提 出 す る

平 成 十 年 六 月 五 日

提 出

者

杉

並

 $\overline{\times}$

長

Щ

田

宏

公 益 的 公 益 法 人 的 等 法 ^ 人 の 杉 の 並 杉 \overline{X} 職 並 \overline{X} 員 の 職 派 遣 の に 派 関 遣 す る 関 条 例 例 平 成 の + 兀 部 年 杉 改 並 正 $\overline{\times}$ 条 例 条 第 例 五 号 の

等

^

員

に

す

る

条

を

す

る

部 を 次 の ょ う に 改 正 す る

第

条

中

 \neg

第

五

条

第

項

_

の

下

に

_ `

第

六

条

第

=

項

_

を

加

え

る

第 Ξ 条 の 次 に 次 の _ 条 を 加 え る

派 遣 職 員 の 給 与

第 \equiv 条 の 派 遣 職 員 $\overline{}$ 地 方 公 務 員 法 第 五 + 七 条 に 規 定 す る 単 純 な 労 務 に 雇 用 さ れ て L١ る

11 職 員 以 下 _ 単 純 労 務 職 法 第 昌 _ 六 条 لح 11 う 項 $\overline{}$ 規 で あ る 派 業 遣 務 職 員 従 を 除 < 第 五 条 及 は び 第 六 条 職 に お 派

て

同

じ

の

う

ち

第

に

定

す

る

に

事

す

る

も

の

に

そ

の

員

遣 ഗ 期 間 中 給 料 管 理 職 手 当 初 任 給 調 整 手 当 扶 養 手 当 地 域 手 当 住 居 手 当 通

管 勤 理 手 当 職 員 特 単 身 別 勤 赴 務 任 手 手 当 当 期 特 末 殊 手 勤 当 務 手 当 勤 勉 手 超 当 過 及 勤 び 務 義 手 当 務 教 育 休 等 日 教 給 員 特 夜 別 勤 手 手 当、 当 の そ 宿 れ 日 ぞ 直 れ 手 当 百

分 の 百 以 内 を 支 給 す る こ لح が で き る

第 兀 条 中 _ 地 方 公 務 員 法 第 五 + 七 条 に 規 定 す る 単 純 な 労 務 に 雇 用 さ れ て L١ る 職 員 以 下

単 純 労 務 職 員 ᆫ لح 11 う _ を 単 純 労 務 職 員 _ に 改 め る

第 五 条 中 \neg $\overline{}$ 単 純 労 務 職 員 で あ る 派 遣 職 員 を 除 < 次 条 に お L١ て 同 じ ᆫ を 削 る

 $\overline{}$ 単 第 六 純 労 条 務 の 職 次 に 員 で 次 の あ る _ 派 条 遣 を 職 加 員 え る の 給 与 の 種 類

第 当 す 六 末 手 る 条 当 単 も の 及 身 の び 赴 に 勤 任 は 単 手 勉 純 当 手 そ 労 当 務 の を 特 職 職 支 殊 員 員 給 勤 派 で す 務 遣 あ る 手 る **ത** こ 当 期 派 لح 間 遣 が 中 職 超 で 過 員 き 勤 給 の る。 務 料 う ち 手 当 扶 養 法 手 休 第 当 六 日 給 条 地 第 夜 域 手 勤 項 手 当 に 当 規 住 定 す 宿 居 手 る 日 直 当 業 手 務 当 通 に 勤 従 期 手 事

附則

1 こ の 条 例 は 平 成 + 年 七 月 _ 日 か 5 施 行 す る

2 杉 並 \overline{X} 職 員 の 給 与 に 関 す る 条 例 昭 和 五 + 年 杉 並 \overline{X} 条 例 第 九 号 の 部 を 次 の ょ う に

改正する。

第 人 等 第 項 ^ + の の 六 規 条 定 般 第 に 職 ょ **ത** 1) 地 項 派 方 中 遣 公 _ さ 務 れ 員 育 た 児 **ത** 職 休 派 員 遣 業 等 法 _ を に 削 関 を す IJ _ る 及 _ 法 び 律 育 育 児 $\overline{}$ 児 平 休 休 業 成 業 + 法 _ 又 は 年 に 改 法 派 律 遣 め _ 第 を 五 _ + \neg 及 号 又 び は 公 育 第 益 児 的 休 条 法

業」に改める。

3 を 次 杉 並 の ょ \overline{X} う 幼 に 稚 改 袁 正 教 す 育 る 職 員 の 給 与 に 関 す る 条 例 $\overline{}$ 平 成 + 年 杉 並 X 条 例 第 + 八 号 の 部

五 \neg + 及 第 号 び $\overline{}$ 公 + 第 益 兀 的 条 条 法 第 第 人 _ 等 項 頂 ^ 中 の の _ 規 定 般 教 に 職 育 ょ の 公 1) 地 務 派 方 員 遣 公 特 さ 務 例 れ 員 法 た の 職 派 を 員 遣 等 及 に を び 削 関 教 す 1) 育 る 公 法 務 律 員 大 $\overline{}$ 特 平 学 例 院 成 法 + 修 学 休 に 年 改 業 法 又 め 律 は 第

4 例 第 杉 + 並 九 X 号 幼 $\overline{}$ 稚 袁 の 教 部 育 を 職 次 員 ഗ の ょ 給 う 与 に 等 改 に 関 正 す す る る 特 別 措 置 に 関 す る 条 例 平 成 +年 杉 並 \overline{X}

条

派

遣

_

を

 \neg

又

は

大

学

院

修

学

休

業

_

に

改

め

る

第四条に次の一号を加える。

号

Ξ 公 益 的 法 人 等 ^ の 杉 並 $\overline{\mathsf{X}}$ 職 員 の 派 遣 に 関 す る 条 例 平 成 + 兀 年 杉 並 \overline{X} 条 例 第 五

5 次 の 杉 ょ 並 う \overline{X} 学 に 改 校 正 教 す 育 る 職 員 の 給 与 に 関 す る 条 例 $\overline{}$ 平 成 + 九 年 杉 並 \overline{X} 条 例 第 + 号 の

部

を

派 五 \neg + 遣 及 第 号 び + $\overline{}$ を 公 第 \neg 益 六 又 的 条 は 条 法 第 大 第 人 学 等 _ 項 院 項 ^ 中 修 の の _ 学 規 ` 休 定 般 教 業 に 職 育 ょ の 公 に 地 1) 務 改 派 方 員 め 遣 公 特 る さ 務 例 れ 員 法 た の 職 派 を 員 遣 等 及 に を び 削 関 教 す 1) 育 る 公 法 務 律 員 大 特 学 平 例 院 成 法 修 + ᆫ 学 休 年 に 改 業 法 又 律 め

は

第

6 第 + 杉 並 号 \overline{X} 学 校 の 教 部 育 を 職 次 員 の の 給 ょ う 与 等 に 改 に 関 正 す す る る 特 別 措 置 に 関 す る 条 例 平 成 + 九 年 杉 並 \overline{X} 条 例

第四条に次の一号を加える。

 \equiv 公 益 的 法 人 等 ^ の 杉 並 $\overline{\mathsf{X}}$ 職 員 の 派 遣 に 関 す る 条 例 $\overline{}$ 平 成 + 兀 年 杉 並 \overline{X} 条 例 第 五

提案理由)

派遣職員への給与の支給に関する事項を定める等の必要がある。

で

あ

る

派

遣

職

員

を

除

<

第

五

条

及

び

第

六

条

る

職

員

以

下

単

純

労

務

職

員

لح

١J

う。

に

お

しし

て

同

じ

のう

ち

法

第

六

条

第

項

公 益 的 法 人 等 ^ ഗ 杉 亚 \overline{X} 職 員 の 派 遣 に 関 す る 条 例 の 部 を 改 正 す る 条 例 新 旧 対 照

表

第 る。 う。 職 派 趣 七 派 基 成 条 条 + 遣 ブ 項 条 遣 の 旨 き、、 に 地 の 職 新 に 規 第 員 第 方 年 こ 関 六 定 の 公 法 公 の し 益 条 条 す 給 務 条 派 必 律 与 第 第 る 的 遣 員 例 要 第 単 職 法 は の な 五 純 項 派 員 人 項 + 事 条 な 等 及 遣 公 並 号 項 び 等 益 び 労 地 ^ を 第 方 の に 務 に 的 定 以 \equiv 第 杉 関 法 に 公 下 め 項 雇 務 並 九 す 人 る 用 員 X 条 る 等 も 法 法 第 法 さ **ഗ** の 例 ^ _ の れ 第 職 規 五 律 の ۲ لح 条 て 五 員 定 + 平 L١ す の に 第 11 般 第 る。 う。 派 基 成 職 趣 遣 づ 項 + 条 の 旨 き 地 に 旧 第 年 方 こ 関 _ 公 公 の 法 L 益 条 条 務 律 必 第 員 的 例 第 要 法 の は 五 な 頂 派 人 + 事 条 等 及 遣 並 公 号 項 び び 等 益 を 第 の に に 的 以 定 \equiv 杉 第 関 法 下 め 項 並 九 す 人 る \overline{X} 条 る 等 も 法 第 の の 法 ^ 例 _ の 職 規 五 律 の

第

定

に

員

の

条

第

لح

す

لح

11

平

般

職 手 任 に 宿 手 手 当 当 当 日 給 員 規 の そ 直 調 定 派 手 整 す れ 勤 超 通 遣 ぞ 当 勉 過 勤 手 る の 手 業 れ 勤 手 期 当 当 百 務 間 務 管 分 及 理 手 扶 中 に び 当 の 職 従 単 養 百 義 員 身 手 給 事 務 当 以 特 休 赴 料 す 日 内 教 別 任 る を 育 給 手 地 も 勤 管 当 支 等 務 域 理 の 給 手 手 教 職 に 夜 当 当 手 す 員 勤 特 は る 特 手 殊 当 こ 当 そ 別 住 期 勤 末 ح 手 務 居 初 の

職 務 に 復 帰 L た 職 員 に 関 す る 職 員 の 給 与 条

第 兀 条 職 員 派 遣 後 職 務 に 復 帰 L た 職 員 単 例

等

の

特

例

が

で

き

る。

純

労

務

職

員

である職員を除く。第六 職

条

に

お

11

て

同

じ

に

関

す

る

杉

並

X

職

員

の

の 第 給 給 九 与 与 号 に に 関 関 第 す す る + る 条 条 七 例 例 条 $\overline{}$ 昭 杉 平 和 成 並 五 + + X 学 九 年 年 校 杉 杉 教 並 並 育 \overline{X} \overline{X} 職 条 条 員 例

> 職 務 に 復 帰 L た 職 員 に 関 す る 職 員 の 給 与 条

例等の特例)

 $\overline{}$

第 兀 条 職 員 派 遣 後 職 務 に 復 帰 し た 職 員 地

方 公 務 員 法 第 五 + 七 条 に 規 定 す る 単 純 な

務 員 に 雇 لح 用 さ L١ う。 れ 7 しし で る あ 職 る 員 職 以 員 下 を 除 **<** 単 純 労 第 六 務

条 に お 11 て 同 じ に 関 す る 杉 並 X 職 員 の

九 与 号 に 関 す る 条 例 昭 和 五 + 年 杉 並 X 条 例

与 $\overline{}$ に 第 関 =す + る 条 七 条 例 平 杉 成 並 + \overline{X} 学 九 年 校 杉 教 並 育 X 職 条 員

ത

給

第

給

す

る

条

例

第

条

に

規

定

す

る

幼

稚

袁

教

育

職

員

に

あ つ

て

は

特

別

 \overline{X}

人

事

委

員

会

以

下

人

職

員

及

杉

並

 $\overline{\mathbf{X}}$

袁

育

職

員

の

給

与

に

与

に

人

事

必

要

及

び

に

復

補 L 適 杉 教 例 公 第 務 七 償 て 用 並 育 第 職 لح 条 保 61 に $\overline{\mathsf{X}}$ + 第 険 た つ 条 員 み 法 業 な 61 例 の 号 す 項 務 て 第 給 $\overline{}$ + 与 第 に 昭 は $\overline{}$ 規 和 当 八 に 関 + 定 該 派 号 す + 業 遣 $\overline{}$ す 七 _ る 務 先 第 る 条 =条 又 通 年 に 4 勤 法 係 体 + 例 は を 律 る に 五 杉 $\overline{}$ 含 第 労 お 条 平 並 五 働 成 X む L١ の + 者 規 + て 幼 号 災 定 従 稚 害 事 を の 年 袁

派 遣 職 員 の 復 帰 時 に お け る 処 遇

第

五

条

派

遣

職

員

لح 号 関 委 帰 す 認 び 員 給 し る 会 め に た 条 規 5 つ 場 例 則 れ しし 合 幼 第 に る て $\overline{}$ _ 杉 範 稚 は お 亚 拼 け 条 教 に \overline{X} 内 他 る 規 学 そ に の 定 校 お 職 の す 教 L١ 者 員 る て لح 0 育 学 職 職 ഗ 校 特 権 務 員 が 教 別 の 衡 職 の 関 級 育 給 \overline{X} 上 務

補 L 適 杉 教 例 第 て 第 七 償 用 並 育 条 保 職 しし に \overline{X} + 条 第 険 た つ 員 法 業 例 号 L١ の 項 給 務 て 第 $\overline{}$ 与 に 昭 $\overline{}$ は +第 規 和 当 八 に + 該 号 関 定 派 + 業 遣 す す 七 先 る 条 る 務 第 =条 通 年 に 4 又 +は 勤 法 係 体 例 に 五 杉 を 律 る $\overline{}$ 含 第 労 お 条 平 並 む 五 働 11 の 成 X + 者 て 規 + 幼 号 **災** 従 定 稚 を 害 事 の 年 袁

第 $\overline{}$ 五 派 公 条 遣 務 職 لح 員 み 派 遣 の な 職 復 す 帰 員 時 単 に 純 お 労 け 務 る 職 処 員 遇 で あ る 派 遣

に す 職 与 人 必 及 に 職 る に 事 要 び あ 員 復 員 つ 条 関 لح 号 及 委 帰 を て 例 す 認 び 員 給 し 除 第 < は 杉 る 会 に め た <u>_</u> 条 規 並 5 つ 場 条 例 合 特 \overline{X} 則 れ しし 次 別 に 幼 第 る て に 条 $\overline{}$ =規 稚 杉 は お X 範 に 人 定 袁 条 並 拼 け お 事 す 教 に X 内 他 る 11 学 そ 委 る 育 規 に **ത** て 職 職 同 員 幼 定 校 お の 会 稚 す 教 者 じ 員 11 員 袁 の る 育 て لح の 学 以 教 給 職 ഗ 職 下 育 与 校 員 特 権 務 が 職 に 教 別 衡 職 **ത ത** 人 員 関 育 給 \overline{X} 上 級 務

単 きる。 六 杉 過 勤 う ところ 事 が 給 5 条 料 す で 勤 手 並 委 純 きる。 期 務 る の 二 員 X 労 手 も に 教 会 扶 法 務 手当及 当 _ 単 養 第 の ょ 育 職 手 ı) 身 に 六 委 ح 単 員 条 休日 赴 は 員 ١J 純 で び 第 任 労 う。 必 会 あ 勤 給 手 規 そ 務 要 地 る 当 勉 域 項 職 な 則 \cup の 派 手当 手当 職 調 を の 夜 に 員 遣 勤 特 員 規 で 整 含 承 職 を支 手 殊 定 を む。 認 派 あ 員 当、 行 遣 す を 住 勤 る 給 の うこと 得 務 居 る の 派 す 手 で 給 手 業 期 て 宿 遣 るこ 当、 当 与 定 日 務 定 間 職 が 直 中 の め め に 員 手 従 で る 超 通 る \odot 種

類

第

ところ 杉 事 委 並 X 員 に 教 会 ょ 育 1) 委 ۲ 員 ١J 会 う。 必 規 要 則 な を 調 の 整 含 承 を 認 む 行 を うことが 得 で τ 定 定 め め で る る

き

る。

_ 新 項 に ょ る 改 正(条 杉 並 \overline{X} 職 員 の 例 給 与 に 関 す る 条 例 旧 の 部 改 正 条

例

附

則

第

| (休職者等の給与)|

休

職

者

等

の

給与)

定により休職となった職員、育児休業法第2(地方公務員法第五十五条の二第五項の規第二十四条(略(休職者等の給与)	新 条 祭 例 別則第三項による改正(杉並区幼稚園教育職品	3 略
定により休職となった職員、育児休業法第2 地方公務員法第五十五条の二第五項の規第二十四条 略 (休職者等の給与)	│ 旧 条 祭 例の給与に関する条例の一部改正)	3 略 第二十六条 略 第二十六条 略 第二十六条 略 第二条第一項の規定による育児休業中の職員(以下「育児休業中の職員」という。) 及び公益的法人等への一般職の地方公務員

第四条 前条第一項の教職調整額の支給を等)	(教職調整額を給料とみなして適用する条	新 条 の一部改正)	附則第四項による改正(杉並区幼稚園教育	3 略	しない。	休業の期間中、いかなる給与も支	には、その休職、育児休業又は大学院修				定による大学院修学休業中の職員	び教育公務員特例法第二十六条第一項の	(以下「育児休業中の職員」という。)	二条第一項の規定による育児休業中の職
受 第四条 前条第一項の教職調整額の支給を受 等)	例 (教職調整額を給料とみなして適用する条例		職員の給与等に関する特別措置に関する条例	3 略	しない。	給 業又は派遣の期間中、いかなる給与も支給	学 には、その休職、育児休業、大学院修学休	第二条第一項の規定により派遣された職員	に関する法律(平成十二年法律第五十号)	的法人等への一般職の地方公務員の派遣等	定による大学院修学休業中の職員及び公益	規 教育公務員特例法 第二十六条第一項の規	及 (以下「育児休業中の職員」という。)、	員 二条第一項の規定による育児休業中の職員

職

員

`

ത

規

法

第

0

規

2 第 附 び 休 三 لح 定 則 用 れ け 条 + 教 以 に 地 職 第 関 及 に み 5 る 六 び な 第 者 す 者 下 ょ 方 五 つ に 育 新 公 る 1) 条 等 項 す 基 公 公 11 に 務 項 休 務 に 条 的 て づ 係 育 の < 員 児 の 職 員 略 給 ょ 例 法 略 は る 特 規 لح 法 与 る 教 次 休 平 例 業 定 な 第 改 等 育 に 同 つ 中 に 五 法 正 成 項 委 掲 条 第 た + + 員 げ ょ ഗ **ത** の 杉 五 職 る 兀 会 職 杉 教 る + 条 員 育 亚 年 職 規 条 員 並 ᆫ 六 児 杉 の \overline{X} X 調 則 例 لح 学 条 休 育 並 職 整 等 の 第 L١ 業 児 第 校 \overline{X} 員 額 の 規 う。 中 休 五 教 条 規 例 は 定 の 項 の 業 項 育 例 派 定 及 $\overline{}$ 職 職 給 び **ത** 法 第 遣 の の 規 及 員 第 規 員 五 料 適 こ こ 0 2 第 給 休 لح 教 _ 定 与 用 れ け 以 条 に 地 + 職 に 及 み に る 育 5 関 下 第 ょ 方 六 者 び な つ 者 公 旧 に す。 務 \neg 1) 条 等 す L١ 基 に 公 づ る て 員 項 休 務 の 係 育 特 児 員 略 給 条 < の 職 略 は る 規 لح 法 与 次 例 休 例 教 法 業 定 な 第 の 同 育 に 中 に つ 五 項 委 掲 + 部 第 の ょ た の 員 げ _ + 五 会 職 る 職 改 教 る 条 規 条 員 育 員 正 職 六 _ 児 の 調 則 例 条 لح 休 育 整 等 の 業 第 しし 児 第 額 の 規 う。 五 中 休 例 は 規 定 項 業 定 の 項 及

給

料

び

こ

ത

適

用については、同項の教職調整額は、給料的の場合に基づく教育委員会規則等の規定及びこま四条(前条第一項の教職調整額の支給を受等)	新条の一部改正)の一部改正)附則第六項による改正(杉並区学校教育職員の	3 略	こうこう 記多色 て美口 の我
用については、同項の教職調整額は、給料的の人に基づく教育委員会規則等の規定及びこのののののののののののののののののののののののののののののののののののの	田 条 例の給与等に関する特別措置に関する条例	3 略	ここうこを見るさくぎゅう我員をがい

一及び二略 とみなす。 公益的法人等への杉並区職員の派遣に

関する条例(平成十四年杉並区条例第五

とみなす。 ー 及 び 二

略